

第1回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成17年 3月 1日(火)
10時00分～12時30分
厚生労働省専用第16会議室

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 社会・援護局障害保健福祉部企画課長挨拶
- 4 議 事
 - (1) 委員会の公開等に関する取扱いについて
 - (2) 委員会における検討課題及びスケジュール(案)について
 - (3) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて
 - (4) その他
- 5 閉 会

<配布資料>

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 補装具等の見直しに関する検討委員会委員名簿 |
| 資料 2 | 補装具等の見直しに関する検討委員会設置要綱 |
| 資料 3 | 補装具等の見直しに関する検討委員会の公開等に関する取扱い |
| 資料 4 | 補装具等の見直しに関する検討委員会の検討課題及びスケジュール(案) |
| 資料 5 | 補装具等に係る制度改正について |
| 資料 6 | 障害者自立支援法案の概要 |
| 資料 7 | 福祉用具給付制度等検討会報告書(平成11年2月) |
| 資料 8 | 補装具・日常生活用具の現状 |

補装具等の見直しに関する検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンター長
太 田 敏 子	東京都福祉保健局障害者施策推進部在宅福祉課長
櫻 本 修	宮城県障害者更生相談所長
栗 原 一 雄	千葉市高齢障害部障害保健福祉課長
黒 田 大治郎	岡山理科大学工学部福祉システム工学科教授
坂 本 洋 一	和洋女子大学家政学部生活環境学科教授

補装具等の見直しに関する検討委員会設置要綱

1 目的

この委員会は、「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」における補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する諸課題の検討を行うことを目的として設置する。

2 委員会の設置

この委員会は、社会・援護局障害保健福祉部企画課長が設置する。

3 委員

この委員会は、委員6名以内で構成し、座長1名を置く。
なお、必要に応じ臨時委員数名を置くことができる。

4 検討事項

この委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 補装具、日常生活用具の範囲の見直しに関する事
- (2) その他、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しのために必要な事項に関する事

5 運営

この委員会の運営は、社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室において行う。

附則

この要綱は、平成17年2月18日から施行する。

「補装具等の見直しに関する検討委員会」の公開等に関する取扱い

1 審議会等の公開・非公開

平成11年4月27日の閣議において決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画について（別添参照）」により、審議会等の公開の取扱いについては、原則として、会議又は議事録を公開することとされたところである。

2 本検討委員会の取扱い

本検討委員会は、「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」における補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する諸課題を具体的に検討するために開催するものであることから、閣議決定の趣旨に従い、会議及び議事録の公開を原則とする。

(別添)

審議会等の整理合理化に関する基本的計画について（抜粋）
（平成11年4月27日閣議決定）

別紙3 審議会等の運営に関する指針

(4) 公 開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。
ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- ③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

補装具等の見直しに関する検討委員会の 検討課題及びスケジュール（案）

○当面の検討事項

- ・補装具、日常生活用具の範囲の見直し

【日程】

《第1回（3月1日）》

- ・補装具、日常生活用具の範囲（品目）に係る考え方の整理
（フリーディスカッション）

《第2回（3月下旬）》

- ・補装具、日常生活用具の範囲（品目）に係る考え方の整理

《第3回（4月中旬）》

- ・見直し案の検討

《第4回（4月下旬）》

- ・見直し案の策定

○その他の検討事項

- ・価格設定のルール
- ・新製品導入のルール 等

【日程】

4月以降、別途その進め方を検討